

目次

序説(制定の経緯と家事事件手続法の概要)

- 1 制定の経緯 1
- 2 家事法の概要 2
- 3 家事事件処理系統図 5

第一編 総則

第一章 通則 11

- (一) 家事法の趣旨 12
- (二) 裁判所・当事者の責務 13
- (三) 規則への委任 15
 - 1 家事事件手続規則 15
 - 2 法律事項と規則事項の振り分け 15
- (四) 書類の提出・公告・申立ての方法等 16

第一章の二 日本の裁判所の管轄権 20

- 1 涉外事件の準拠法と国際裁判管轄 20
- 2 中間試案・補足説明・要綱案 20
- 3 民事事件全般の国際裁判管轄規定の整備の完成 21
- 4 家事事件の国際裁判管轄権の整備完成 22

- 5 立法化までの経緯と立法のあらまし 22
- 6 戸籍法に規定する家事事件の国際裁判管轄規定の
不採用 23

第二章 管轄 38

- (一) 管轄原則 39
- (二) 移送・自庁処理 41

第三章 裁判所職員の除斥・忌避 45

- (一) 裁判官の除斥・忌避・回避 46
- (二) 裁判所書記官・参与員・家事調停官の除斥・忌避・
回避 49
- (三) 家庭裁判所調査官・家事調停委員の除斥・回避 51

第四章 当事者能力及び手続行為能力 52

- (序説) 形式的当事者概念と実質的当事者概念
(関係人概念) 52
- (一) 当事者能力と手続行為能力 54
 - 1 民事訴訟法の準用(家事法17条1項) 55
 - (1) 民訴法28条の準用 55
 - (2) 民訴法29条の準用 56
 - (3) 民訴法31条の準用 57
 - (4) 民訴法33条の準用 58
 - (5) 民訴法34条の準用 58
 - (6) 民訴法30条の不採用 58
 - 2 当事者能力と手続行為能力の概念 59
 - (1) 審判手続要件 59

(2) 手続行為能力の原則	59
(3) 受動的な手続行為の場合の例外	60
(4) 特別の授権	60
(二) 未成年者及び成年被後見人の法定代理人	61
(三) 特別代理人	62
(四) 法定代理権の消滅の通知	63
(五) 法人の代表者等への準用	64
第五章 手続代理人及び補佐人	64
(一) 手続代理人の資格	64
1 任意代理人と弁護士代理の原則 (家事法 22 条 1 項本文)	65
2 「手続代理委任状」の書式 (家事法 22 条 1 項本文)	65
3 弁護士以外の許可代理 (家事法 22 条 1 項ただし書)	66
4 非弁護士選任許可基準 (家事法 22 条 1 項ただし書)	66
5 手続代理人許可の取消し (家事法 22 条 2 項)	68
(二) 子どもの手続代理人の選任	68
1 手続代理人の選任 (家事法 23 条 1 項)	69
2 子ども代理人制度との関係 (家事法 23 条 2 項)	69
3 弁護士報酬 (家事法 23 条 3 項)	70
(三) 手続代理人の代理権の範囲	70
1 手続代理人の代理権の範囲 (家事法 24 条 1 項)	71
2 特別委任事項 (家事法 24 条 2 項)	71
3 手続代理人の代理権の制限 (家事法 24 条 3 項)	72
4 法令による代理権の制限 (家事法 24 条 4 項)	72
(四) 手続代理人の代理権消滅の通知	72
1 家事調停・審判事件における代理権消滅の通知	

- (家事法 25 条前段) 73
- 2 調停・審判事件以外の家事事件における代理権消滅の通知 (家事法 25 条後段, 規則 25 条) 73
- (五) 手続代理人に関する民事訴訟規定の準用 74
 - 1 民訴法 34 条 1 項及び 2 項の準用 74
 - 2 民訴法 56 条から 58 条までの準用 75
- (六) 補佐人 75

第六章 手続費用 76

第一節 手続費用の負担 76

- (一) 各自負担の原則 76
- (二) 費用負担の必要的裁判 77
- (三) 費用額の予納と立替え 78
- (四) 民事訴訟規定の準用 79

第二節 訴訟上の救助 80

第七章 家事事件の審理等 82

- (一) 手続の非公開 82
 - 1 裁判の第三者公開 (一般公開) の原則 (家事法 33 条本文) 82
 - 2 例外的公開 (家事法 33 条ただし書) 84
 - 3 当事者公開 84
 - 4 同席調停と同席審判 (情報の共有) 85
- (二) 期日及び期間 86
 - 1 期日・期間の意義 (家事法 34 条 1 項) 87
 - 2 期日の指定 (家事法 34 条 2 項) 87
 - 3 期日の変更 (家事法 34 条 3 項) 88

4	期日の呼出し (家事法 34 条 4 項, 民訴法 94 条の準用)	89
5	期間の計算・伸縮等 (家事法 34 条 4 項, 民訴法 95 条・ 96 条の準用)	89
6	手続行為の追完 (家事法 34 条 4 項, 民訴法 97 条の 準用)	90
7	家事規則の規定	90
(三)	手続の併合等	91
1	家事事件の個数 (審判物・調停物)	91
2	手続の併合・分離 (家事法 35 条 1 項)	92
3	裁判の取消し (家事法 35 条 2 項)	93
4	併合後の手続 (家事法 35 条 3 項)	93
(四)	送達及び手続の中止	94
1	送達と手続の中止 (家事法 36 条)	95
2	書類の送達 (家事規則 25 条)	95
3	手続の中止 (民訴法 130 条以下の準用)	96
(五)	書類の送付	97
(六)	裁判所書記官の処分に対する異議	98
1	異議の対象となる裁判所書記官の処分	98
2	異議の申立てに対する裁判 (家事法 37 条 1 項)	99
3	即時抗告 (家事法 37 条 2 項)	99
第八章 電子情報処理組織による申立て等		99

第二編 家事審判に関する手続

第一章 総則	101
第一節 家事審判の手続	101
第一款 通則	101
(一) 審判事項 101	
1 制限列举主義 101	
2 第一事件審判事項 (別表第一) (審判可・調停不可) 103	
3 第二事件審判事項 (別表第二) (審判可・調停可) 110	
(二) 参与員 112	
1 参与員の意見聴取 (家事法 40 条 1 項) 112	
2 参与員の期日の立会い (家事法 40 条 2 項) 113	
3 参与員の説明聴取等 (家事法 40 条 3 項以下) 113	
(三) 当事者参加 114	
1 用語の解説 115	
(1) 「当事者」 115	
(2) 「当事者となる資格を有する者」 115	
(3) 「審判を受ける者となるべき者」 115	
(4) 「審判の結果により直接の影響を受ける者」 116	
(5) 参加の制度 116	
(6) 参加と新申立てとの関係 116	
2 「当事者となる資格を有する者」による当事者参加 (家事法 41 条 1 項) 118	
(1) 当事者参加の制度的意義 118	
(2) 当事者参加が認められる場合 118	

- 3 他の当事者による申立て等（引き込み等）
（家事法 41 条 2 項） 119
 - (1) 引き込み当事者参加の制度趣旨 119
 - (2) 引き込みによる当事者参加が認められる場合の制限 120
 - (3) 引き込みによる当事者参加が認められる場合 120
- 4 当事者参加の手續（家事法 41 条 3 項） 121
 - (1) 自ら参加しようとする場合 121
 - (2) 他の当事者による引き込みの場合 121
 - (3) 職権による場合 122
 - (4) 当事者参加の書式例 122
- 5 即時抗告（家事法 41 条 4 項） 122
- 6 参加の申出の方式等（家事規則 27 条） 122
- (四) 利害関係人参加 123
 - 1 「審判を受ける者となるべき者」による利害関係参加
（家事法 42 条 1 項） 124
 - (1) 利害関係参加の制度的意義 124
 - (2) 「審判を受ける者となるべき者」の参加 124
 - 2 「審判の結果により直接の影響を受ける者」及び
「当事者となる資格を有する者」による利害関係参加
（家事法 42 条 2 項） 125
 - (1) 「審判の結果により直接の影響を受ける者」の参加 125
 - (2) 「当事者となる資格を有する者」の参加 125
- 3 職権による利害関係参加（引き込み）
（家事法 42 条 3 項） 126

- 4 利害関係参加の手續（家事法 42 条 4 項） 126
 - (1) 「審判を受ける者となるべき者」の利害関係参加 126
 - (2) 「審判の結果により直接の影響を受ける者」及び「当事者となる資格を有する者」の利害関係参加 127
- 5 未成年者による利害関係参加（家事法 42 条 5 項） 127
- 6 即時抗告（家事法 42 条 6 項） 128
- 7 利害関係参加人の地位（家事法 42 条 7 項） 128
- (五) 手續からの排除 129
 - 1 手續からの排除制度の趣旨（家事法 43 条 1 項, 家事規則 28 条） 129
 - 2 排除の裁判と却下の裁判との関係（家事法 43 条 1 項） 130
 - 3 即時抗告（家事法 43 条 2 項） 130
- (六) 手續の受継 131
 - 1 手續の中断と受継（民事訴訟との違い） 131
 - (1) 中断と受継の関係 131
 - (2) 手續代理人がある場合 132
 - 2 法令により手續を続行する資格のある者による受継（家事法 44 条 1 項） 132
 - (1) 1 項の趣旨 132
 - (2) 「当事者が手續を続行することができない場合」 132
 - (3) 「法令により手續を続行する資格のある者」 133
 - (4) 有資格者の受継の申立てと受継決定 133
 - 3 有資格者の受継申立て却下と即時抗告

- (家事法 44 条 2 項) 133
- 4 他の当事者による申立て又は職権による受継
(家事法 44 条 3 項) 133
 - (1) 他の申立権者による受継の申立て
(家事法 45 条 1 項) 134
 - (2) 職権による受継 (家事法 45 条 2 項) 135
 - (3) 受継申立て等の期間制限 (家事法 45 条 3 項) 135
- (七) 調書の作成等 136
 - 1 本条の趣旨 (家事法 46 条) 136
 - 2 調書作成の原則 (家事法 46 条本文) 137
 - 3 経過要領の例外 (家事法 46 条ただし書) 137
- (八) 記録の閲覧等 140
 - 1 家事法 47 条の趣旨 141
 - 2 裁判所の許可 (家事法 47 条 1 項) 142
 - 3 録音テープ・ビデオテープの複製
(家事法 47 条 2 項) 142
 - 4 当事者の閲覧謄写等 (家事法 47 条 3 項) 143
 - 5 閲覧等不許可の場合 (家事法 47 条 4 項) 143
 - (1) 事件の関係人である未成年者の
利益を害するおそれ 143
 - (2) 当事者・第三者の私生活・業務の
平穩を害するおそれ 143
 - (3) 当事者・第三者の私生活についての重大な秘密が
明らかにされることにより、その者が社会生活を
営むのに著しい支障を生じたり、その者の名誉を
著しく害するおそれ 143

(4) 事件の性質・審理の状況・記録の内容等に照らして 当該当事者に記録の閲覧等又は記録の複製を許可 することを不相当とする特別の事情があると 認められるとき	144
6 利害関係人の閲覧謄写（家事法 47 条 5 項）	144
7 裁判書の正本等の交付（家事法 47 条 6 項）	144
8 裁判所執務支障等の場合の例外（家事法 47 条 7 項）	145
9 不服申立て（家事法 47 条 8 項～10 項）	145
(九) 検察官への通知（家事法 48 条）等	146
第二款 家事審判の申立て	148
(一) 申立ての方式等	148
1 書面による申立て（家事法 49 条 1 項）	149
2 申立書の必要的記載事項 （家事法 49 条 2 項・家事規則 37 条）	150
(1) 当事者及び法定代理人	150
(2) 申立ての趣旨及び理由と事件の実情	151
(3) 審判物（申立事項）の特定	152
3 申立ての併合（家事法 49 条 3 項）	155
4 申立書審査と補正命令・却下・即時抗告 （家事法 49 条 4～6 項, 家事規則 38 条・39 条）	156
(二) 申立ての変更	157
1 処分権主義との関係	158
2 申立変更の意義と要件（家事法 50 条 1 項）	158
3 申立変更の手續 （家事法 50 条 2 項, 家事規則 41 条）	159
4 変更不許の裁判（家事法 50 条 3 項）	160

5 手続が著しく遅延する場合（家事法 50 条 4 項）	160
第三款 家事審判の手続の期日	161
（一） 事件の関係人の呼出し	161
1 本人出頭主義（本条の趣旨）	161
2 事件の関係人の呼出し（家事法 51 条 1 項）	162
3 本人又は代理人の出頭（家事法 51 条 2 項）	164
4 不出頭の制裁（家事法 51 条 3 項）	164
（二） 裁判長の訴訟指揮権	165
1 裁判長の訴訟指揮権（本条の趣旨）	165
2 手続指揮権の主体（家事法 52 条 1 項）	166
3 手続指揮権の内容（家事法 52 条 2 項）	166
4 裁判長の指揮に対する異議（家事法 52 条 3 項）	166
（三） 受命裁判官による手続	167
1 受命裁判官による手続処理（家事法 53 条 1 項）	167
2 受命裁判官の権限（家事法 53 条 2 項）	167
（四） 音声の送受信による通話の方法による手続	168
1 電話会議システム・テレビ会議システム （家事法 54 条の趣旨）	168
2 両システムにおける手続（家事法 54 条 1 項）	169
3 出頭したものとみなす（家事法 54 条 2 項）	170
4 両システムの通話者等の確認	170
（五） 通訳人の立会い等その他の措置	170
1 通訳人の立会い等（家事法 55 条）	171
2 必要な陳述をすることができない者に対する措置 （家事規則 43 条）	171
第四款 事実の調査及び証拠調べ	172

- (一) 事実の調査及び証拠調べ等 172
 - 1 事実の調査中心主義と科学的調査主義 172
 - 2 職権探知主義（家事法 56 条 1 項） 173
 - 3 当事者の協力（家事法 56 条 2 項） 174
 - 4 科学的調査主義と記録化（家事規則 44 条） 176
- (二) 疎明 177
 - 1 自由な証明と疎明 177
 - 2 疎明の意義と具体例 178
- (三) 家庭裁判所調査官による事実の調査 179
 - 1 家庭裁判所調査官による事実の調査主義
（家事法 58 条 1 項） 179
 - 2 裁判長による調査命令（家事法 58 条 2 項） 180
 - 3 調査報告書（家事法 58 条 3 項） 180
 - 4 調査官意見（家事法 58 条 4 項） 181
- (四) 家庭裁判所調査官の期日への立会い等 181
 - 1 期日への立会いと意見陳述
（家事法 59 条 1 項・2 項） 182
 - 2 家庭裁判所調査官の調整権限
（家事法 59 条 3 項・4 項） 182
- (五) 裁判所技官による診断等 183
- (六) 事実の調査の囑託等 184
 - 1 受託裁判官による事実の調査
（家事法 61 条 1 項・2 項・4 項） 184
 - 2 受命裁判官による事実の調査
（家事法 61 条 3 項・4 項） 185
 - 3 囑託の手続は裁判所書記官の担当（家事規則 45 条） 185

- (七) 調査の嘱託等 185
 - 1 調査の嘱託（家事法 62 条） 185
 - 2 報告の請求 186
- (八) 事実の調査の通知 186
 - 1 通知制度の重要性（家事法 63 条） 186
 - 2 「手続の追行に重要な変更を生じ得るものと認めるとき」 187
 - 3 通知の内容と当事者の意見聴取 188
- (九) 証拠調べ 188
 - 1 民訴法の規定の準用（家事法 64 条 1 項） 191
 - 2 即時抗告に伴う執行停止（家事法 64 条 2 項） 191
 - 3 文書提出命令の不順守と過料（家事法 64 条 3 項・4 項） 191
 - 4 当事者に対する出頭・宣誓・陳述命令（家事法 64 条 5 項・6 項） 191
 - 5 証拠調べに関する規則の規定（家事規則 46 条） 192
- 第五款 家事審判の手続における子の意思の把握等 …………… 192
 - 1 子の意思の考慮制度の趣旨（家事法 65 条） 192
 - (1) 実務の伝統と児童の権利条約 192
 - (2) 子の意思の考慮 193
 - (3) 未成年者の法的地位 193
 - 2 考慮が必要な家事審判の手続 194
 - 3 子の意思の把握の方法 195
 - 4 子の必要的陳述の聴取 196
 - 5 子の意思の考慮の意味と子の代弁人（手続代理人）制度 197

第六款 家事調停をすることができる事項についての 家事審判の手續の特則	199
(一) 合意管轄	199
1 合意管轄制度	199
2 管轄の合意（家事法 66 条 1 項）	200
3 管轄の合意の方式（家事法 66 条 2 項）	202
(二) 家事審判の申立書の写しの送付等	202
1 申立書送付制度（家事法 67 条）	203
2 申立書送付の原則（家事法 67 条 1 項本文）	203
3 申立書送付の例外（家事法 67 条 1 項ただし書）	204
4 送付不能の場合（家事法 67 条 2 項）	205
5 費用予納がない場合（家事法 67 条 3 項・4 項）	205
(三) 陳述の聴取	206
1 陳述聴取制度（家事法 68 条）	206
2 必要的陳述聴取（家事法 66 条 1 項）	206
3 審問の申出（家事法 68 条 2 項）	207
4 実務上の留意点	207
(四) 審問の期日	208
1 当事者の審問期日立会権（家事法 69 条）	208
2 審問の重要性と他の当事者の立会権 （家事法 69 条本文）	209
3 立会権保障の例外（家事法 69 条ただし書）	209
4 立会権と利害関係参加人（家事規則 48 条）	209
5 実務上の留意点	210
(五) 事実の調査の通知	210
1 当事者及び利害関係参加人への通知（家事法 70 条）	210

2	事実の調査の通知制度の意義（家事法 70 条）	211
3	実務上の留意点	211
(六)	審理の終結	212
1	審理終結日の制度（家事法 71 条）	212
2	審理の終結をすることができる場合 （家事法 71 条本文）	212
3	審判期日での審理の終結（家事法 71 条ただし書）	213
4	審理終結日の効果（家事法 71 条）	213
5	実務上の留意点	213
(七)	審判日	214
1	審判日の制度（家事法 70 条）	214
2	審判日指定の時期（家事法 72 条）	214
3	審判日指定の取消し・変更（家事法 81 条）	215
4	実務上の留意点	215
第七款	審判等	215
(一)	審判	215
1	審判と家事審判事件の意義（家事法 73 条）	216
2	全部審判（家事法 73 条 1 項）	217
3	一部審判（家事法 73 条 2 項）	218
(二)	審判の告知及び効力の発生等	218
1	審判の告知の制度（家事法 74 条）	219
2	審判の告知の対象者と方法（家事法 74 条 1 項）	220
3	認容審判の効力発生時期（家事法 74 条 2 項）	221
4	申立却下審判の効力発生時期（家事法 74 条 3 項）	221
5	審判の確定（家事法 74 条 4 項）	221
6	審判の確定遮断（家事法 74 条 5 項）	222

- 7 審判確定証明書等（家事規則 49 条） 222
- (三) 審判の執行力 222
 - 1 審判の執行力（家事法 75 条） 222
 - 2 給付命令・給付文言（家事法 75 条） 223
 - 3 給付審判を債務名義とする強制執行 223
- (四) 審判の方式及び審判書 224
 - 1 審判の方式（家事法 76 条 1 項，家事規則 50 条） 224
 - 2 審判書の記載事項（家事法 76 条 2 項） 225
- (五) 更正決定 225
 - 1 更正決定の要件と手続（家事法 77 条 1 項） 225
 - 2 裁判書の作成（家事法 77 条 2 項） 226
 - 3 更正決定に対する即時抗告（家事法 77 条 3 項） 226
 - 4 更正決定申立却下決定に対する即時抗告
（家事法 77 条 4 項） 226
 - 5 原審判に対して適法な即時抗告があった場合の措置
（家事法 77 条 5 項） 227
- (六) 審判の取消し又は変更 227
 - 1 審判の取消しと変更の意義（家事法 78 条） 228
 - 2 取消し・変更をすることができる審判
（家事法 78 条 1 項） 228
 - 3 取消し・変更審判の時的制限（家事法 78 条 2 項） 229
 - 4 陳述の聴取（家事法 78 条 3 項） 230
 - 5 取消し・変更審判に対する不服申立て
（家事法 78 条 4 項） 230
- (七) 審判に対する民事訴訟法の準用 230
 - 1 審判に関する民事訴訟法の準用（家事法 79 条） 231

2	民訴法 247 条の準用	231
3	民訴法 256 条 1 項の準用	231
4	民訴法 258 条の準用	232
(八)	外国裁判所の確定裁判の効力—外国裁判の承認— (民訴法 118 条の準用)	232
(九)	中間決定	233
1	中間決定事項 (家事法 80 条 1 項)	234
2	中間決定の方式 (家事法 80 条 2 項)	234
(十)	審判以外の裁判	234
1	審判以外の裁判 (家事法 81 条 1 項)	235
2	手続の指揮に関する裁判 (家事法 81 条 2 項)	235
3	判事補が単独でできる裁判 (家事法 81 条 3 項)	235
第八款	取下げによる事件の終了	236
(一)	家事審判の申立ての取下げ	236
1	申立ての取下げの原則的許容 (家事法 82 条 1 項)	237
2	別表第二事件 (旧乙類) の申立ての取下げ (家事法 82 条 2 項)	238
3	取下げの通知 (家事法 82 条 3 項)	238
4	相手方の取下げ同意の擬制 (家事法 82 条 4 項)	238
5	申立て取下げの方式等 (家事法 82 条 5 項)	239
(二)	家事審判取下げの擬制	239
1	取下げ擬制の制度 (家事法 83 条)	239
2	「みなすことができる」	239
第九款	高等裁判所が第一審として行う手続	240
1	高裁が第一審として行う裁判 (家事法 84 条 1 項)	241
2	適用除外 (家事法 84 条 2 項)	242

第二節 不服申立て	242
第一款 審判に対する不服申立て	242
第一目 即時抗告	242
(一) 即時抗告が可能な審判	242
1 即時抗告をすることができる審判 (家事法 85 条 1 項)	242
2 手続費用の負担の裁判に対する即時抗告 (家事法 85 条 2 項)	243
3 抗告審における当事者	243
(二) 即時抗告期間	244
1 即時抗告の期間 (家事法 86 条 1 項)	244
2 即時抗告期間の起算点 (家事法 86 条 2 項)	245
(三) 即時抗告提起の方式	245
1 即時抗告の提起の方式 (家事法 87 条 1 項・2 項)	247
2 原裁判所による即時抗告の却下 (家事法 87 条 3 項・4 項・5 項)	247
3 抗告裁判所裁判長の抗告状審査権 (家事法 87 条 6 項)	248
4 抗告理由書の提出期間 14 日 (家事規則 55 条)	248
5 その他の家事規則の規定	248
6 即時抗告の書式例	248
(四) 抗告状の写しの送付等	249
1 抗告状の写しの送付 (家事法 88 条 1 項)	249
2 費用不予納の場合の抗告状却下命令 (家事法 88 条 2 項)	250
(五) 原審判取消しの場合の陳述聴取の必要性	250

- 1 2項規定以外の審判事件の場合（家事法 89 条 1 項） 250
- 2 別表第二事件の場合（家事法 89 条 2 項） 251
- (六) 原裁判所による更正 251
 - 1 再度の考案の原則的認容（家事法 90 条本文） 251
 - 2 別表第二（旧乙類）事件における禁止（家事法 90 条ただし書） 252
- (七) 抗告裁判所による裁判 252
 - 1 抗告裁判所による裁判の方式（家事法 91 条 1 項） 252
 - 2 抗告裁判所による審判に代わる裁判（家事法 91 条 2 項） 253
- (八) 原審の管轄違いの取扱い 253
 - 1 管轄違いによる原裁判の取消し（家事法 92 条 1 項） 253
 - 2 原裁判取消しの場合の移送の裁判（家事法 92 条 2 項） 254
- (九) 家事審判手続規定・民事訴訟法の準用等 254
 - 1 第一審の家事審判に関する規定の準用（家事法 93 条 1 項） 255
 - 2 即時抗告が不適法等の場合の特則（家事法 93 条 2 項） 255
 - 3 民訴法の準用（家事法 93 条 3 項） 256
 - 4 抗告審における申立ての取下げ及び抗告の取下げ 256
 - 5 民訴規則の準用 256
- 第二目 特別抗告 256
 - (一) 特別抗告をすることができる裁判等 257
 - 1 特別抗告ができる裁判（家事法 94 条 1 項） 259
 - 2 特別抗告裁判所の調査の範囲（家事法 94 条 2 項） 260

3	特別抗告理由書の提出 14 日以内（家事規則 63 条）	260
4	特別抗告の手續等（各規則）	260
5	特別抗告の書式例	261
(二)	原裁判の執行停止	261
1	特別抗告の場合の原裁判執行停止 （家事法 95 条 1 項）	261
2	供託及び担保（家事法 95 条 2 項・3 項）	262
3	書面による申立て（家事規則 67 条）	262
(三)	即時抗告の規定及び民事訴訟法の準用	262
1	即時抗告の規定の準用（家事法 96 条 1 項）	263
2	民事訴訟法の準用（家事法 96 条 2 項）	263
3	各手續規定（家事規則 68 条）	264
第三目 許可抗告		264
(一)	許可抗告が可能な裁判等	265
1	抗告許可の対象となり得る裁判 （家事法 97 条 1 項）	265
2	高等裁判所による許可の要件 （家事法 97 条 2 項から 4 項）	266
3	抗告裁判所の調査の範囲等 （家事法 97 条 5 項・6 項）	267
(二)	即時抗告等の規定及び民事訴訟法の準用	267
1	即時抗告の規定の準用（家事法 98 条 1 項）	269
2	民事訴訟法の準用（家事法 98 条 2 項）	270
3	民事訴訟規則等の準用（家事規則 69 条）	270
4	許可抗告の書式例	270
第二款 審判以外の裁判に対する不服申立て		270

(一) 不服申立ての対象	270
1 審判以外の裁判の例と特別の定め（家事法 99 条）	271
2 手続関係（家事規則 70 条・71 条）	272
(二) 受命裁判官等の裁判に対する異議	272
1 受命裁判官等の裁判に対する異議申立て （家事法 100 条 1 項）	273
2 異議申立ての裁判に対する即時抗告 （家事法 100 条 2 項）	273
(三) 即時抗告期間等	273
1 即時抗告期間（家事法 101 条 1 項）	273
2 即時抗告に伴う執行停止（家事法 101 条 2 項）	274
3 供託・担保（家事法 101 条 3 項）	274
(四) 審判に対する不服申立ての規定の準用	274
1 裁判に対する不服申立ての規定の準用 （家事法 102 条）	274
2 手続関係（家事規則 72 条）	275
第三節 再審	275
(一) 再審事由と再審の手続	275
1 再審の規定の明文化（家事法 103 条）	276
2 再審を申し立てることができる裁判 （家事法 103 条 1 項）	276
3 再審の手続（家事法 103 条 2 項）	277
4 再審事由（家事法 103 条 3 項）	277
5 再審開始決定に対する即時抗告 （家事法 103 条 4 項）	278
6 再審申立棄却決定に対する即時抗告	

(家事法 103 条 5 項)	278
7 手続関係 (家事規則 73 条)	278
(二) 執行停止の裁判	279
1 執行停止等の裁判の手続 (家事法 104 条 1 項)	279
2 不服申立ての禁止 (家事法 104 条 2 項)	279
3 準用規定 (家事法 104 条 3 項)	279
4 手続関係 (家事規則 74 条)	280
第四節 審判前の保全処分	280
(一) 意義・要件・管轄等	280
1 審判前の保全処分の意義等 (家事法 105 条 1 項)	280
(1) 意義と目的	280
(2) 保全処分の四類型	281
(3) 本案調停・審判係属要件	283
(4) 保全処分の管轄裁判所	284
2 本案高裁係属中の管轄裁判所 (家事法 105 条 2 項)	284
3 実務上の留意点	284
(二) 審判前の保全処分の申立て等	284
1 保全処分の申立て (家事法 106 条 1 項)	286
(1) 本案認容の蓋然性 (被保全権利)	286
(2) 保全の必要性	287
2 申立人の疎明義務 (家事法 106 条 2 項)	287
3 職権調査 (家事法 106 条 3 項)	287
4 保全処分申立ての取下げ (家事法 106 条 4 項)	288
5 審判前の保全処分の手続 (家事規則 75 条)	288
6 審判前の保全処分の書式例	288
(三) 仮の地位を定める審判事件における陳述の聴取	289

- 1 陳述聴取の原則（家事法 107 条本文） 289
- 2 陳述聴取の例外（家事法 107 条ただし書） 290
- (四) 記録の閲覧等 290
- (五) 保全処分の審判 291
 - 1 疎明（家事法 109 条 1 項） 291
 - 2 即時の効力発生（家事法 109 条 2 項） 292
 - 3 保全処分の執行と効力（家事法 109 条 3 項） 292
- (六) 即時抗告 292
 - 1 却下審判に対する即時抗告（家事法 109 条 1 項） 293
 - 2 認容審判に対する即時抗告（家事法 109 条 2 項） 293
- (七) 即時抗告に伴う執行停止 293
 - 1 即時抗告に伴う執行停止（家事法 111 条 1 項） 294
 - 2 執行停止等の裁判手続（家事法 111 条 2 項） 294
 - 3 執行停止申立ての書式例 295
- (八) 事情変更による審判前の保全処分の取消し 295
 - 1 管轄と手続の開始（家事法 112 条 1 項） 295
 - 2 本案が高裁に係属している場合
（家事法 112 条 2 項） 296
 - 3 保全処分取消しの申立てと審理手続等
（家事法 112 条 3 項） 296
 - 4 取消し申立ての書式例 297
- (九) 即時抗告等 297
 - 1 却下審判に対する即時抗告（家事法 113 条 1 項） 297
 - 2 取消審判に対する即時抗告（家事法 113 条 2 項） 298
 - 3 執行停止（家事法 113 条 3 項） 298
- (十) 調書の作成 298

1	裁判長の許可による調書不作成 (家事法 114 条 1 項)	298
2	家事法 46 条の不適用 (家事法 114 条 2 項)	299
(十一)	民事保全法の準用	299
1	保全処分の手続に関する民事保全法の準用	299
2	保全処分の取消しの裁判に関する民事保全法の準用	300
第五節	戸籍の記載等の嘱託	300
1	戸籍の記載の嘱託 (家事法 116 条)	304
2	家事規則の定め (家事規則 76 条・77 条)	305